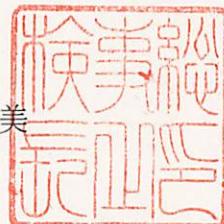


最高検企第417号
令和6年9月27日

行政文書開示請求書の補正について

山 中 理 司 様

検事総長 畠 本 直 美



令和6年8月21日受付（受付第18号）の行政文書開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条2項の規定に基づき、下記のとおり、補正を求めるので、添付の補正書を提出してください。

記

1 開示を請求する行政文書について

検察官の起訴の場合においては、起訴相当かどうかは、最終的には最高検察庁によってチェックされ、全国的に一定の基準のもとに統一が取れていることが分かる文書（最高裁昭和52年8月25日決定に関する最高裁判所判例解説参照）

2 補正を求める事項について

本件開示請求について、開示請求書に記載された最高裁判所判例解説を踏まえると、「事件一般について、起訴相当かどうかは、最高検察庁が最終的に確認しており、全国的に一定の基準のもとに統一が取れている」という事実が分かる文書」を請求するという趣旨であると解釈しましたが、このような理解でよいか、同封した補正書により回答願います。

4 補正書の提出期限

令和6年10月11日（金）

5 添付書類

補正書

* 担当課等 最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：渡邊）Tel:03-3592-5611（内線:3293）

補 正 書

令和 年 月 日

検事総長 殿

請求者氏名

令和6年9月27日付け最高検企第417号をもって補正を求められた事項について、下記のとおり補正します。

※下記の該当する項目に☑してください。

記

- 本件開示請求は、「事件一般について、起訴相当かどうかは、最高検察庁が最終的に確認しており、全国的に一定の基準のもとに統一が取れている」という事実が分かる文書」を請求するという趣旨で間違いありません。
- 本件開示請求趣旨は以下のとおりです。

以 上